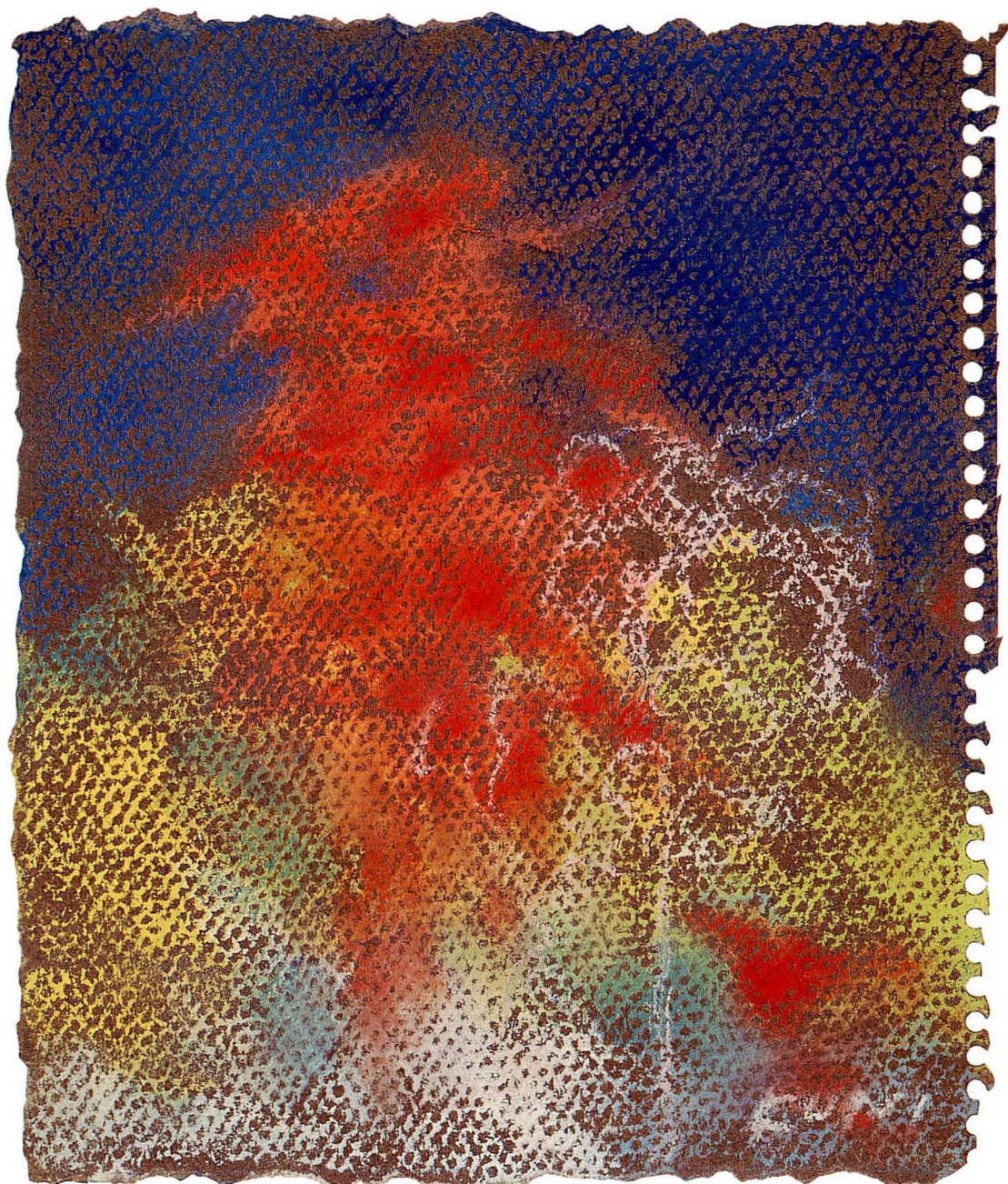


社団法人 町田法人会報



表紙・大樹紅葉一八甲田にて 三橋 国民 氏 画

平成5年. 1月.No. **42**

年頭のご挨拶



社団法人町田法人会 会長 石井 儀一

新年あけましておめでとうございます。輝かしい平成5年の新春を迎え、会員の皆さまのご健勝とご繁栄を心からお慶び申し上げます。

平素は当会の運営に当たり、役員の方をはじめ会員の方々には格別のご支援・ご協力を賜わり、心より御礼申し上げます。また町田税務署におかれましては松田署長様はじめ幹部の方々、署員の皆さまにご指導とご協力を賜わり、誌上を借りまして厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、景気の面ではあまり良い年とは言えなかったようでございます。今年こそは良い年になってほしいと希うところですが、どうやら不況感はまだ暫く続くかの様でございます。

当会事業に関しましては、恒例の会員増強に昨年10月11月取り組みました。役員の方のご苦勞と、側面から支えていただいた署幹部の方々のご協力をおもちまして、昨年12月末現在会員数4,182社となり、組織率も69.69%へと上昇致しました。これは東京法人会連合会傘下におきましても上位にランクされる組織率でございます。会員獲得に当たりましては、当会共済制度の受託会社であります大同生命様にも大きなお力添えをいた

しましたことを併せてご報告申し上げます。

昨年末実施しております「研修参加者倍増運動」もお蔭をおもちまして着々と成果を上げております。平成3年度分につきましては単年度目標達成ということで、東法連より表彰を受けました。これも会員の皆さまのご協力の賜物と感謝申し上げます。

東法連では本年1月より法人会の基本指針を新たに致しました。「法人会は良き経営者をめざすものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献する」というのが新しい基本指針として打ち出されました。当会に於きましてもこれを踏襲し、今後も会員の皆さまのお役に立つ事業を展開して参りたいと存じます。

最後になりましたが、昨年11月17日の納税表彰式では当法人会から署長表彰2名、署長感謝状3名の方々(6ページでご紹介)が、受賞の榮に浴されました。誠に喜ばしくお祝いを申し上げます。また同時期の「税を知る週間」中に、会活動にご活躍いただいた会員の表彰式も執り行いました。(8ページにご紹介)表彰された方々に改めて祝意を申し上げ、今後の更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

目次

会長あいさつ	2
新春巻頭対談 (松田正博町田税務署長VS堤敏子婦人部会長)	3
平成4年度納税表彰	6
税を知る週間行事報告 (会員表彰・公開講演会)	8
法人税問答シリーズ 税務署からのお知らせ	10

地区会活動報告	14
部会だより	16
委員会よりお知らせ	19
短歌・俳句欄	22
事務局だより	23

新春巻頭対談

青春とは人生のある期間ではなく、心の持ちかた

町田税務署長 松田正博 VS 町田法人会 婦人部会長 堤 敏子
司会 町田法人会 専務理事 岩波弘介

司会 新年あけましておめでとうございます。早速ですが、新春対談の冒頭に当りまして、昨年の景気の動向を振りかえりながら、今年の景気の見通し等についてお話しただけだと思います。

署長 色々な経済指標を見ても数字の上ではまだまだバブル経済崩壊の影響が暫くは続くのではないかと思います。ストレートに感じますのは、毎月提出される法人税の申告の状況で、収益そのものは依然として低下傾向にあるということですね。また昨年11月の税を知る週間に開催されました法人会主催の公開講演会で、広瀬嘉夫先生(経済評論家)がおっしゃっていた、景気回復は平成5年の10月から12月ではないか、という予測に私自身も同感です。

部会長 景気回復の時期については、私も署長さんのおっしゃるとおりだと思います。私どもの会社では官公庁の仕事が多いものだから、今年は仕事を抱えたまま越年する事が出来ました。ただ利益を出すようにしなければいけないのは経営者の責任です。こういう時こそ耐えて努力してゆくことが大切だと思います。

署長 こういう時期こそ経営者はどうあらねばならないかを考える一番いい時ではないでしょうか。青年部会の集まりでもお話しした



対談を終えて、右・松田署長、左・堤部会長

ことですが、ある大学の教授が、経営学でP M型管理というのを主唱していまして、Pはパフォーマンスで積極的に企業を伸長させる、Mはメンテナンスで、修正しながら、また手当てをしながら企業を伸ばすという意味だそうです。PとMは車の両輪のようなもので、今までの経営はP優位でよかったが、こういった状況ではM型を志向すべきだという説です。私も同感で、今こそ経営と経営者そのものを見直すいい時期ではないでしょうか。

司会 婦人部会は発足して13年になる訳ですが、部会運営の楽しさ、苦勞といったものを伺いたいのですが。

部会長 昭和55年に発足しまして、鈴木副会長さんからのお話でお役を引き受けたのですが、大変なことというのと、やはり人集めでしょうか。総会の時などは心配で、お電話した

りお手紙を書いたり致しました。皆さんそれにはちゃんと応えて下さいました。ああ、来て下さったと思うと嬉しくて、皆様の顔が神様のように思われました。何にしましても歴代の署の方々の御指導と、法人会の役員の皆様方の御理解、御鞭撻は忘れることは出来ません。

署長 部会の事業を計画するのも大変でしょうね。



部会長 役員会で智慧を出し合って考えます。今度の研修会は、部会の会計監査をしている

松山(節子)さんの紹介で、八百半(海外に多く支店を持つ百貨店)の会長さんのお話を聞かせていただくことになりました。

司会 婦人部会同士、他の地区との交流はありますか。

部会長 八王子法人会とは親しくお付き合いさせていただいています。今回行きます確定申告初日の甘酒サービスも、もともとは八王子を見習ってのことです。

署長 婦人部会の皆様にはご苦労かけますが、大変ありがたいことだと思っています。ありがとうございます。

部会長 部会員も今は100人近くなりまして、研修会で出かける場合もバス一台では間に合わなくなってきました。先日も全法連会長の横河さんとお会いした時に、婦人部会も青年部会と同じように全国婦人部の集いといったものを作る意志がありますかと聞かれました。私は町田のことで精一杯ですから、まだ先の話しですね。とお答えしました。

署長 全国大会となると大変ですから、例え

ば、八王子の婦人部会の事業に町田の部会員が参加する、またその逆で八王子が町田に参加するというように、とりあえず部会同士の全体交流を考えてみたらいかがでしょうか。部会長 神田法人会からはよくお誘いを受けます。大勢の会員が動くとなるとどちらも大変になりますが、署長さんのおっしゃるように除々に、役員だけではなく会員同士の交流というのでも考えていくべきですね。

署長 町田の場合は税務懇談会というのがありますね。これを通して、例えば青色申告会の婦人部との交流を計ってみるというのはいかがでしょうか。

部会長 まだやっていませんね。これから考えていきたいと思います。1年に1回くらいはいいかも知れませんね。



司会 署長さんは、町田に赴任されて半年になられますが、印象はどうですか。署長 町田は一市一署

で、他の官公庁もみなひとつずつですね。これは行政の面で非常にうまく機能します。平たく言えばやりやすいですね。これが一署でいくつかの行政区域を管内に持つと、それぞれの利害関係もあったりして意見のまとまらない場合も出てくることもあるでしょうから。また民間協力団体も横の連絡が密で、平易な言い方ですが、皆さん仲良くやっぺいらっしやる。町田に来て一番印象に残ったことですね。

司会 法人会活動を見ても、社団化の時の会員数が1559社、10年余りで4150社、3年後には5000社を目指す、と大きく成長してこれた

のも、一署一市というまとまりの良さが大きな理由であり、長所として作用したからだと思います。

署長 そうですね。一昨年は会員数の伸び率で全管トップと聞いて驚いています。これもまとまりの良さと、きちんとした組織運営がされているからだだと思います。

部会長 会員増強には署の幹部の皆様も非常に協力していただきますので助かっていきますよ。

署長 役員の皆様のご苦勞は相当なものだと思います。皆さん本業があって、いわばボランティアで法人会活動をしておられる訳ですから。もちろん会社あっての法人会ですけどね。

司会 署長さん、部会長さんのご家庭のことについてお伺いしたいと思います。署長さんはお嬢様お二人と聞いていますが。

署長 ええ、上の娘はもう嫁いでいますが、税務署に勤めています。下の娘は管理栄養士の資格で病院勤めですが、それぞれ父親と母親の職業を選んだようになっています。

部会長 それはいいですね。私の所では娘二人、息子二人です。おかげ様で皆家庭をもちました。息子は家業をついでくれています。まだ若いので皆様の中で勉強させていただいている最中です。社会状勢のはげしいこの頃ですので、経験をつんで、荒波をこえて成長してほしいと思っています。ですが相続の問題とか、承継税制の問題とか、勉強することがたくさんあります。研修会、講演会などに出席して役に立ててほしいと思います。

司会 署長さんは色々のご趣味をお持ちのよう聞いていますが。

署長 趣味は読書と答えますが、そんなに沢山読んでいる訳ではなく、最近はどうも傾向として人生とか生きざまとか、そんな内容のものを多く読むようになりました。文章とし

て好きなのは、司馬遼太郎ですね。最近読んで感銘したのは、中村元という宗教家の「人生を考える」という本です。サムエル・ウルマンの「青春」という詩がありますね。

青春とは人生のある期間ではなく、心の持ち方をいう。私は常にこの詩を反芻しながら生きているつもりです。あとは油絵の道具があるといった程度のもので、結婚した当初、家に絵を飾りたかったのですが、これが結構高いので、それなら自分で描こうというのがきっかけでし

た。素人ばかりのグループでやっております、暫く休んでいたのですが、また近いうち



に復帰するつもりです。部会長さんは押し絵がご趣味のようですが。

部会長 押し絵はもう長くやっていますが、日本画も少々やっています。絵や俳句は押し絵と違って感性の問題ですから難しいですね。

下手でもいい、楽しい時を持てれば良いと思っています。

司会 今度お二人の作品を確定申告の会場に展示するとか、会報の表紙に使わせていただきたいですね。本日は長時間ありがとうございました。

平成4年度納税表彰式挙行される

～ 法人会より5名の方々が受彰～

平成4年度、町田税務署納税表彰式が、平成4年11月17日、町田市民ホールにて挙行されました。

松田税務署長から、当会役員を含む12名の方々に表彰状と感謝状がそれぞれ授与されました。

(当会の受賞者は次の5名の方々です。)

また当日は、間接税申告納税制度施行30周年記念感謝状贈呈も行われ、当会の石井会長が授与されました。



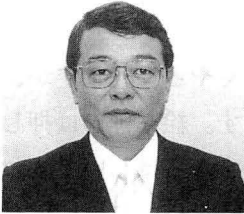
表彰式で挨拶する松田税務署長



[税務署長表彰状]

株式会社 協和精密工業 石川 光男 殿 (忠生西地区会長)

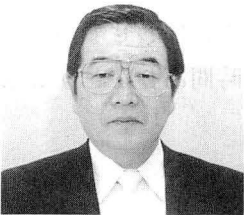
昭和57年、当会理事に就任、以来会員増強運動に積極的に参画し、組織の充実強化に努め、昭和62年、常任理事及び地区会長に就任。地域に密着した活動を通して税知識の普及・向上と納税道義の高揚に寄与した。



[税務署長表彰状]

株式会社 電巧舎 尾辻 胖 殿 (学園・大谷地区会長)

昭和55年、当会理事に就任、以来会活動に積極的に参画し、税知識の普及に努め、昭和58年、青年部会長、昭和62年、常任理事及び地区会長に就任。地域に密着した活動を通して税知識の普及・向上と納税道義の高揚に寄与した。



[税務署長感謝状]

株式会社 相武冷凍センター 田中 栄 殿 (相原地区会長)

昭和62年、当会地区幹事に就任、以来会員増強に積極的に取り組み、平成元年、常任理事及び地区会長に就任、地域に密着した活動を通して、税知識の普及・向上と納税道義の高揚に寄与した。



[税務署長感謝状]

三樹石油 株式会社 三樹 修身 殿 (小山地区会長)

昭和62年、当会地区班長に就任、以来会員増強に積極的に取り組み、平成元年、常任理事及び地区会長に就任、地域に密着した活動を通して、税知識の普及と納税道義の高揚に寄与した。

[税務署長感謝状]

株式会社 若林工務店

若林 忠次 殿 (監 事)



昭和55年、当会常任理事及び地区会長に就任、以来会運営に積極的に参画し、組織の拡充に努めるとともに会員の税知識の向上と納税道義の高揚に寄与した。昭和62年からは、監事として組織の充実と発展に貢献している。

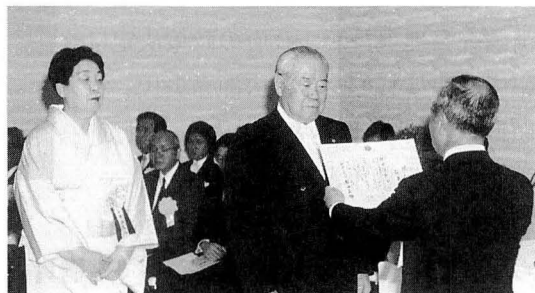
[間接税申告納税制度施行30周年記念税務署長感謝状]

株式会社 マサダヤ 石井 儀一 殿

当会会長

町田間税会副会長

多年にわたり、間税会会員に対する間接税の知識普及と会員の増強及び組織の育成に尽力し、納税道義の高揚並びに税務行政の適正な運営に寄与している。



感謝状を受けとる石井会長。

叙勲祝賀も兼ね三橋国民氏の出版祝賀会催される

日展評議員で光風会理事の三橋国民氏(株式会社宝永堂社長)の出版祝賀会が、去る11月7日ホテル・ザ・エルシィで催された。同会は同時に春の叙勲で勲四等瑞宝章受彰の祝賀も兼ねて開催され、町田市長寺田和雄氏ら200人余が出席して祝った。

三橋氏は工芸美術家として斯界の第一人者であることは皆さんご存知のとおり、この会報の表紙を一年半にわたって制作していただいている。

出版されたのは、氏の過酷な戦争体験を基に制作された作品の写真69点と、10年前から書きためたというエッセー35編をまとめたもの。

当会青年部会の講演会等で、氏のすさまじいまでの戦争体験と極限下での人間模様の話は既にお聞きになった会員の方も多と思う。作品のほとんどが僚友への鎮魂と戦争への憤



200名を超える出席者から祝福を受ける三橋国民氏御夫妻(写真右)

りをテーマにしたもの。会場には代表的作品「敗戦」が飾られていたが、氏は次のような言葉で会開催のお礼を述べた。

「ニューギニアで私の分隊は40人中2人しか生き残らず、今日まで亡き戦友が脳裏から離れなかった。この本の出版を機に自分の戦後にひと区切りをつけ、これからは現在・将来を見つめた作品を作っていきたい」

税を知る週間協賛行事

公開講演会と会員表彰式が挙行される

税を知る週間協賛行事として恒例となった公開講演会が、昨年は11月9日午後2時から、ホテルラポール千寿閣4階寿・蓬萊の間で盛大に開催された。

講師は、元NHK解説委員、公共経済調査会理事長で、政府の政策決定に幅広く関与している、広瀬嘉夫氏。演題は、「変わる世界とこれからの景気」

「バブル崩壊不況の出口をさぐる」
当日は、あいにくの秋雨にもかかわらず、250名超の聴衆が詰めかけて、満員の盛況となり、講師の鋭い切り口の講演に、熱心に聞き入っていた。(講演要旨は次ページに掲載)

功績表彰式を挙行

公開講演会に先だち、会員の功績表彰が行



講師広瀬嘉夫氏。「これからの景気は…」

われた。町田税務署から松田署長ほか幹部の方を来賓に迎え、数多くの会員の見守る中、杉浦研修委員長の司会で式が進行、石井会長から受賞者一人一人に表彰状が手渡され、記念品が贈られた。受賞者は24名で下記名簿の通り。

平成4年度 功績表彰対象者

地区会	法人名	氏名	役職
原町田第一	(有)杉本屋酒店	高橋一行	会計
原町田第二	(名)平野屋金物店	平本勝哉	第5支部班長 班長・総務
森野	(有)森野無線	森廣吉	第2支部班長 組織副
	(株)弘文堂	植木一郎	第3支部班長 会計・総務副
中町・旭町	(有)小沢工業所	小原澤正次	中町2組 第6班長
	(株)高山商店	高山隆	旭町支部 第1班長
学園・大谷	八昭印刷(株)	上村徳次	学園支部長
本町田	(株)インテリアシムラ	山本哲男	班長・研修
金森・高ヶ坂	(有)加藤電機	加藤勝男	金森支部長・ 班長・組織
成瀬	あるけい総業(株)	木目田邦夫	第2支部長・ 会計・総務
	(有)市川コンクリート工業所	市川知男	第4支部班長
小川・つくし野	(株)カザマ	風間克己	第2支部長・ 研修

地区会	法人名	氏名	役職
鶴間	(有)町田グリーンゴルフ	久保田忠司	幹事・研修
鶴川第一	(株)越後屋	山波守男	会計・班長
鶴川第二	(有)シマノ	島野榮	会計・総務
鶴川第三	(株)鶴川設備工業	埴勇	第1支部班長 組織
忠生・山崎	(有)中山工業	中山博正	第2支部長・班長 会計・総務
忠生西	(有)池田工務店	池田博	第2支部班長 総務
木曾	(有)京南	原雄三	第1支部班長
相原	相武石油(有)	青木幸雄	支部長・班長 総務
小山	(有)中島酒店	中島国男	会計・班長 総務
源泉部会	(株)家具の大正堂	津田邦佳	幹事
青年部会	(有)煎茶屋	村松稠敏	副部会長
婦人部会	(株)なかじま商事	中島明江	副部会長

講演要旨

日本経済の動向、景気はどうなるかについてお話しします。

まず現況ですが、昨秋から実質のゼロ成長が続いている。18年前の石油ショック以来の異常事態です。しかも今回の不況はあらゆる産業を直撃しており、新型不況、複合不況と呼ばれています。

例えば自動車産業では20ヵ月以上減産を続けている。減産しているのに在庫が増えている。おかしい話です。景気回復の手順としては、在庫減らしが必要条件であるが、この在庫調整が終わるのは、「興銀レポート」では、



会場には約250名の聴講者が詰めかけた。

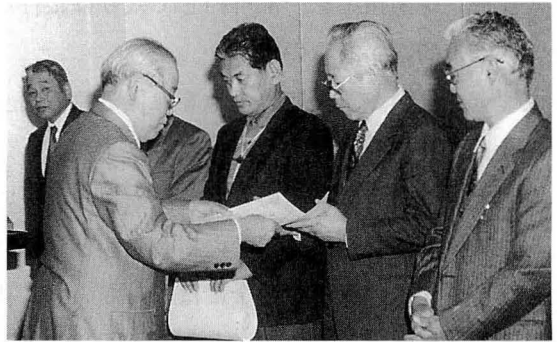
93年4月～6月と言っている。つまり来年6月まで景気の回復はあり得ないということです。

在庫調整が手問どるのは、最終需要とくに個人消費と企業の設備投資の2本柱がおかしくなっているからです。企業が設備投資をしないのは、①過去の爆発的投資による過剰設備をかかえている。②儲けが減っているから、設備投資意欲が湧かない。③もっと深刻な問題は、投資意欲はあっても資金調達ができないということです。これが今日のお話の「バブル崩壊」の後遺症なんです。

株価の暴落と株取引量の激減によって、上場会社は、資金を広く証券市場から吸い上げることができなくなった。この株価は元には戻らない。だから証券が駄目なら銀行からと

考えても、銀行も、株が下がって含み益がふっとんだので、金を貸す能力がない。銀行はバブルの時に土地を担保に融資したので地価の下落によって不良債権が増大した。これを整理するのに10年かかる。いまや土地は担保にならない。担保がなければ金を貸さない。これが設備投資があがらない原因です。

もう一つ大きな問題があります。それは個人消費の落ち込みです。個人消費の物差しとなるデパートの売上げが、7ヵ月連続して前年を下回っている。スーパーの売上げも伸びない。この消費の低迷は長引きます。①あらゆるものが飽和点に達し、②その上気候の温



会長からひとりひとりに表彰状が手渡された。

温暖化が進んでいるからです。これでは物が売れません。

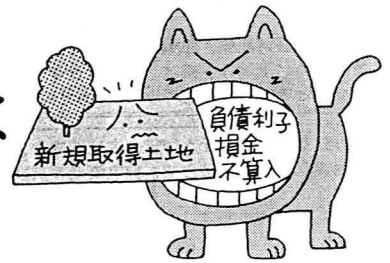
不景気が始まった。政治不信が始まった。企業が政策を信じなくなって、自分の責任で事を処理することを考える。合理化と経費の節約です。勤労者も、金を使わなくなった。残業はなくなるし、賃金は上がらないでは、消費を切りつめるしかないのです。

以上申し上げた設備投資の落ち込み、個人消費の長期停滞を考えると、景気の回復には相当手間がかかる。景気が良くなるのは、93年10月以降ではないかと思えます。

皆さんは、あと1年不景気が続くことを念頭において、何が来ても乗り切れる態勢を再構築しておくことが大事です。(文責 事務局)

法人税問答シリーズ

土地取得に係る負債利子は 損金算入か？（前編）



- A社長「先生、来年あたりを目処に従業員の厚生施設を取得したいと考えているのですが。」
- 税理士「土地の値段も落ち着いているようですし、いい時期かもしれませんね。」
- A社長「実は先週、物件を見てきたところなんです。問題がなければ今期中に土地を取得して翌期早々に建物の着工に入ることができればと思っているのですが。」
- 税理士「よほど気に入られたみたいですね。ところで、資金はどくなさるんですか。」
- A社長「定期預金を一部解約して残りは銀行から融資を受けようと思っていますが、何か税務上の問題があるのですか。」
- 税理士「はい。新規取得土地等に係る負債利子の損金不算入の問題があります。」
- A社長「具体的に教えていただけますか。」
- 税理士「社長も御存じのとおり法人税の取扱いでは、法人が支払う借入金の利子は期間費用として支払った事業年度の損金の額として計上することができるとされていますね。」
- A社長「元本の返済は損金にはならないけど利息は損金でいいはずですね。」
- 税理士「原則はそうです。ところが昭和63年の税制改正で63年12月31日以降に取得した土地等に関しては負債の利子の損金算入が制限されることとなったんです。」
- A社長「それは厳しいですね。どうしてそんな規定ができたんですか。」
- 税理士「現在は土地の価格も鎮静化していますが、当時はまだバブルの影響もあって土地が値上がりが続いていたころでしたので、土地の仮需要の抑制を図る目的があったものと思われます。あわせて、法人が借入金によって土地等の取得を行った場合、その土地等が法人の事業の用に供されたかどうかにかかわらず、その支払利息が損金として認められることなどにより法人の節税策に利用されているケースも見受けられたのでしょう。」
- A社長「うちの様に節税目的でない場合でも対象になるのですか。」
- 税理士「残念ながらそうなんです。ただ交際費課税などと違って永久に損金として認められないわけではありません。つまり取得した土地等については、その取得後4年間についてその負債の利子相当額の損金算入を認めず、その累積損金不算入額について4年経過後の翌事業年度から4年間にわたって均等額(48ヶ月であん分)を損金の額に算入するというものですから損金算入の繰延べ措置といえます。」
- A社長「毎期の利息の全額が不算入になるんですか。」
- 税理士「いえいえ、そうではありません。概略をご説明いたしましょう。」

◇◇ 制度の内容 ◇◇

1 適用対象法人

対象法人は、法人税の納税義務のあるすべての法人で、国内源泉所得を有する外国法人のほか、収益事業を営む公益法人等及び人格のない社団等も含まれます。

2 適用事業年度

昭和63年12月31日(基準日)以後に終了する各事業年度となりますが、解散の日を含む事業年度等は除かれます。

3 損金不算入

法人が昭和63年12月31日以後に終了する各事業年度終了の時ににおいて新規取得土地等を有する場合において、その事業年度にその新規取得土地等に係る負債利子損金不算入期間(原則として、取得日から4年間)が含まれているときは、その事業年度の負債の利子の額のうちのいずれか少ない金額に相当する金額の合計額は、その事業年度の所得の計算上、損金の額に算入しないこととされています。

$$\textcircled{1} \quad \text{その新規取得土地等の基準取得価額} \times \frac{6}{100} \times \frac{\text{損金不算入期間}}{12}$$

② 100分の6に代えて、平均利子率によることもできます。

$$\textcircled{2} \quad \text{その事業年度の負債の利子の額} \times \frac{\text{損金不算入期間}}{\text{その事業年度の月数}}$$

4 損金不算入額の損金算入

法人の各事業年度が次の各号に該当する場合には、それぞれに定める金額の合計額を、その事業年度の所得の計算上、損金の額に算入します。

(1) 損金不算入期間の末日を含む事業年度後の各事業年度

$$\text{累積損金不算入負債利子額} \times \frac{\text{当期の月数}}{48} = \text{損金算入額}$$

(2) 当該新規取得土地等の譲渡事業年度

$$\text{累積損金不算入負債利子額の残額} = \text{損金算入額}$$

(3) 解散等の日を含む事業年度

$$\text{すべての累積損金不算入負債利子額の残額} = \text{損金算入額}$$

5 確定申告等の要件

累積損金不算入負債利子額の損金算入は、次の事項が要件とされています。

- ① 損金算入とした事業年度から損金算入を行う事業年度の直前事業年度まで連続して確定申告書を提出していること。
- ② ①の事業年度の確定申告書に損金算入の計算に関する明細書を添付していること。

- ③ その損金不算入の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に損金算入額の記載及びその明細書の添付があること。

④ その記載された金額が損金算入の限度額となります。

A社長「なるほど。損金不算入とはいってもいずれは認められるものなんですね。土地の値段が3千万円だと、その6%の180万円が利益に加算されるわけか。大きいね。」

税理士「ただ当社の場合、翌期中には建物ができて事業の用に供する予定ですから、その時点で損金不算入期間は終了しますので、実質は1年分程度が繰り延べられることになりまね。そのあたりのところを次回にもう少し詳しくお話をいたしましょう。」

A社長「ありがとうございます。私も少し勉強してみます。」

税務署からのお知らせ

◎確定申告はお早めに！

所得税の申告と納税は2月16日(火)から3月15日(月)までです。3月11日以降は大変混雑しますので相談、提出はお早めをお願いします。

申告書の提出は、郵送でも差し支えありません。また、税務署には時間外收受ポストを設置しておりますのでご利用下さい。なお、申告書の控の返送を希望される方は切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

※確定申告をしなければならない方

1 事業・不動産・譲渡・雑所得など各種所得の合計額から所得控除を差し引いた金額を基として算出した税額が、配当控除額より多い方。

2 給与所得がある方で、1) 給与の収入金額が1,500万円を越える方。2) 給与を1ヶ所から受けている方で、給与・退職所得以外の各種所得の合計額が20万円を越える方。3) 給与を2か所以上から受けている方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与・退職所得以外の各種所得の合計額が20万円を越える方。4) 同族会社の役員や親族などで、

その法人から給与のほかに貸付金の利子、店舗などの賃貸料、機械などの使用料などの支払いを受けている方。

3 平成4年に土地や建物などを譲渡した方。
※確定申告をすれば税金が戻る方

確定申告をしなくてもよい方でも、雑損控除・医療費控除・住宅所得(等)特別控除などを受け源泉徴収された税金が戻る方、あるいは年の途中で退職し源泉徴収された税金が戻る方などは還付を受けるための申告書を提出することができます。

税務署の駐車場は1月18日～4月上旬の間使用できません！

付近一帯は駐車禁止です。ご来署は電車・バスをご利用下さい。

◎ 電話で気軽なタックスアンサーを

身近な税金のご質問はお手持ちの電話でご相談下さい。コンピューターがお答えいたします。ご利用の際は、タックスアンサーコード表(町田税務署・法人会事務局で配布)をお使い下さい。

☎ ダイヤル式 03-3213-2222

◎ **税金について更に詳しくお知りになりたい時は、税務相談室をご利用下さい。**

東京国税局 03-3221-5430
八王子分室 0426-26-5105
立川分室 0425-26-0655

ご存じですか？

マイホームを売ったときの税金

マイホーム(自己の居住用の土地や建物)、を売った場合の譲渡所得については、「3,000万円の特別控除」、「軽減税率の特例」や買換え(交換)の特例がありますが、所得税の確定申告をするに当たっては、次の点にご注意下さい。

◎ 「3,000万円の特別控除」、「軽減税率の特例」

マイホームを売った場合には、売った方と買った方の関係が親子等特別な関係がないなど一定の要件を満たすときは、「3,000万円の特別控除」の特例を受けることができます。

なお、昭和56年12月31日以前から所有していたマイホームで、買換え(交換)の特例の適用を受けない場合には、3,000万円の特別控除を差し引いた後の所得金額に軽減税率(所得金額6,000万円以下の部分10%、6,000万円を越える部分15%)を適用して所得税額を計算することができます。

◎ 「買換え(交換)の特例」

この特例を受けるためには、次に掲げる要件のほか一定の要件に該当しなければなりません。①マイホームは、昭和56年12月31日以前から所有していたものであること。

②父母又は祖父母がマイホームとしていたもので、これらの者から相続(遺贈)により取得したものであること。③売った方が、30年以上の期間居住していたものであること。

◎ **特例を受けるには**

所得税の確定申告書に、これらいずれかの特例の適用を受ける旨を記載するとともに住民票(除票)の写しなど、特例に応じた一定の書類を添付しなければなりません。

◎ **なお、これらの特例の適用を受けたときは、「住宅取得等特別控除」の適用はありませんのでご注意ください。**

磁気テープによる 法定調書提出のご案内

法定調書は、磁気テープにより提出することができます。特に、支店や工場等が多く、電算処理により法定調書を作成している場合には、本店等の所轄税務署に一括して磁気テープによる提出ができます。

会員の皆様の事務効率化のためにも、磁気テープによる提出については是非ご検討下さい。

なお、磁気テープの規格等は下記のとおりですが、詳細については町田税務署個人課税第1部門(資料情報担当)【☎0427-28-7211内線314】までお問い合わせ下さい。

◎ **磁気テープの規格**

- 1 記録密度 6,250BPI 又は 1,600BPI
- 2 トラック数 9トラック
- 3 テープ幅 0.5インチ
- 4 テープ長 2,400フィート
- 5 記録コード JIS(8単位) 又は EBCDIK(8単位)

- ① 漢字コードについては、原則としてJISコードですが、JISコード以外については個別に照会して下さい。
- 2 ファイルの仕様書等については、説明書を作成しておりますので、個別に照会して下さい。

地区会活動報告

～ 各地区会が活発に活動しています。 ～

11月、12月には各地区会が相続税をテーマに取り上げての研修会を中心に活発に活動されました。

講師には、個人課税第5部門の落合統括官と法人課税部門の野村首席指導官が担当して、各地区の会場を訪れました。

内容は、ビデオ「さよさんの春」を上映。

突然、相続の問題が持ち上がって困っている主人公を中心に、様々な人の助言(ここで妙に相続税に詳しい魚屋の主人が出る)を得る事で問題を解決していくと云う内容です。

ビデオ上映の後、各々の講師より補足説明が行われ、その後質疑応答に移っていく構成



で進められました。

今回の研修会では、具体的な質問が相当出され、どこの会場でも活発でしたが、相続の問題を身近なものとして、真剣に考えるようになったことの表われと言えるでしょう。

南地区（金森・高ヶ坂、成瀬、小川・つくし野、鶴間）合同研修会報告

去る、11月6日(金)午後7時より南地区合同の研修会をあさひ銀行成瀬支店の3階会議室を会場として開催致しました。(参加者41名)

当日は、町田税務署の法人課税部門野村首席指導官のご挨拶を頂き、講師として個人課税第5部門落合統括官をお願い致し、「相続税の基本と計算」のテーマでビデオを含め、約1時間ご講演を頂きました。具体的な事例のお話が多く、出席者の皆さん熱心に聞いておられました。

質疑応答でも、活発にいくつかの質問が出ましたが、落合統括官の明快な答に、皆さん納得しておられました。

研修会終了後、その場にて懇親会を開き、現在行われている会員増強のお願いや地区会の在り方等を缶ビールや缶ジュースを飲みながら話し合い、会員相互の交流と親睦を深めました。なかなか話が尽きないようでしたが会場の都合もあり、9時15分過ぎに終了しました。

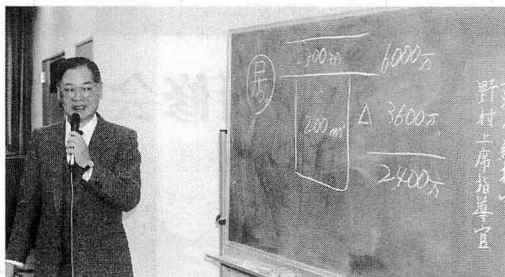
新しく参加された人も多く、有意義な研修会でした。



南地区合同の研修会会場風景

原町田第1、第2地区会

日時 11月16日 午後2時～3時30分
場所 八千代銀行町田支店5階会議室
テーマ 相続と事業継承
・ビデオ「さよさんの春」上映
参加 22名



森野、中町・旭町地区会

日時 12月4日 午後2時～4時
場所 城南信用金庫 原町田支店
テーマ 相続税の基本と計算
・ビデオ「さよさんの春」上映
参加 26名



忠生・山崎、木曽地区会

忠生・山崎、木曽地区会では、去る11月18日、バス研修会を実施。一路丹沢湖へ向かいました。丹沢湖で記念撮影の後、小田原にあるみかん園でみかん狩りを楽しみました。会員相互の親睦をはかり意義ある地区の集いにしたいと云う目的も果たし有意義な研修会でした。



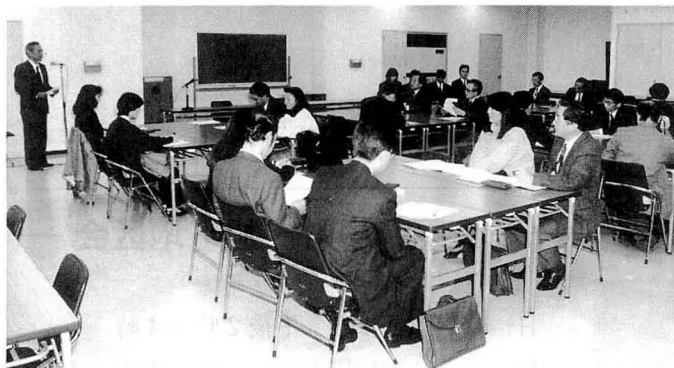
学園・大谷、本町田地区会

日時 12月10日 午後6時30分～8時30分
場所 玉川学園文化センター
テーマ 相続税の基本と計算
・ビデオ「さよさんの春」上映他
参加 45名

学園・大谷、本町田地区会では、この研修会を地域住民の方との接点とすべく「公開研修会」として企画しました。



研修会及び説明会の報告



源泉部会の研修会は、討議形式で進められた。



源泉税の説明会ではお馴染みのおふたり…
藤田統括官と大鐘席調査官。

税務研修会

平成4年度第2回の源泉部会税務研修会は、12月3日午後1時から、八千代銀行町田支店5階会議室において、約30人の会員を集めて行なわれました。

今回の研修テーマは、「気になる調査官の眼」という文字どおり気になるテーマで、源泉所得税の税務対策についての説明と自由討議で、有意義な2時間を過ごしました。

講師は、町田税務署から、法人課税部門の藤田統括官、野村席調査官、大鐘席調査官および大村事務官をお迎えして、部会幹事の高尾建設（株）佐藤総務部長の挨拶、さらに藤田統括官のご挨拶に続いて、指導担当野村席調査官から、事例説明がありました。

（事例）

1. 職人さんに支払う作業費用は、外注費か給与か。
2. 従業員が契約して貸借した住宅の家賃を会社が負担した場合、また会社が借り上げた住宅を従業員に貸与した場合などの問題点。
3. 非居住者に支払う給与や報酬に対する源泉所得税の取扱い。

4. 講演者に対して講演料のほかに支払う車賃、昼食代についての解釈、また記念品を渡す場合の解釈。

5. 広告用のカレンダーに使用する写真を社員から募集して、採用されたものに対して支払う賞金は、給与か報酬か。

6. 非常勤役員に、会社が扱っている商品や商品券を渡した場合の取扱いと評価額。

以上についての事例説明の後、出席者の皆さんが、それぞれ関心のあるテーマを選んでグループをつくって、活発に意見を出し合って検討し、それを講師の方がサポートする形で詰めに這入り、おわりに野村席調査官のまとめがありました。

すぐに実務に役立つ研修でした。

年末調整事務等説明会

町田税務署、町田市役所及び町田法人会の共催による年末調整事務等説明会が、昨年11月20日から30日までの間に、5回にわたって、市内4か所の会場で開催されました。参加者数は、合計で約500人に達し、会場では、源泉部会の役員が、司会や受付などの仕事を担当、活躍しました。

「第6回 法人会全国青年の集い」に参加して

青年部会 副部長 村松 稔 敏



昨年11月6日、第6回法人会全国青年の集いが開催された。

昨年の名古屋大会より主催に(財)全国法人会総連合が加わり、本年は今や話題の「アートポリス」「森の都」九州熊本キャッスルホテルが会場となった。当青年部より三橋部長、牧野、塩谷、村松副部長4名が参加した。本大会のテーマは「“情熱” 発進くまもと」と銘打って、式典はオープニングの大会旗入場に始まり、熊本大会会長赤星邦紘氏の歓迎の言葉、全法連会長横河正三氏、国税庁法人税課長濱田明正氏他多数のご来賓と1880名

余の青年部会員を集め盛大に挙行された。記念講演には元NHKアナウンサー鈴木健二氏をお迎えして「リーダーの価値は何で決まるか」のお話、若き経営者の集まりの我々には



感銘するものがあった。

特にリーダーは権力を持つのではなく、権威を持つべきである事、また経営者は常に利益の追求はもちろんであるがその上に会社の環境、時間の余裕、演出を追加すべきであると話された事は印象に残った。その後分科会が行われた。テーマは第1「これからの税制を考える」第2「会員拡大と地域への貢献」第3「研修と魅力ある青年部会」

私共は第3分科会に参加した。続いて懇親パーティー、ホールにあふれんばかり身動きできない位の参加者ゲストに「モト冬樹&フリーマーケット」他を用い盛大に行われた。式典の前午前8時よりエクスカージョンが行われ、「未来と芸術・アートポリス'92見学コース」に参加、「後世に残す文化的資産の創造」熊本独自の個性的で魅力ある文化の創造をうたって創られたユニークな建物「熊本警察署」「県営保田窪団地」等を見学。熊本県テクノポリスセンターではロボットが書いた似顔絵を手に無事熊本大会が終了した。



会員増強運動に参加して

副部長 神 蔵 玉 江

会員増強運動が始まると目的達成のため、堤部会長の肩に10社のお願いがされました。

私には大きな力はありませんが駐車場を利用してくださるお客様や取引業者の人に、本音でお話をし、理解していただきます。

「1人でも多くの人に出会い、経営面や税務は自分で勉強しなければ…」などと話が進み、入会していただきます。その後のアフターサービスは常に心掛けています。

会計監査 三 沢 靖 代

忙しいということは文字通り心を亡くしてしまうのでしょうか。毎日の仕事に追われて仲々会員増強運動にもご協力出来ませんが、何とかあと1社でも追加したいと思っております。

私の場合、法人会の活動内容の説明と私自身の法人会に対するとらえ方、接し方をお話します。そしてキャンペーン期間中私にも増強のノルマがありますので、お仲間として入会して下さるならこの機会にお申込み下さる様にとお話し致します。但しお願い申しますと言う様な言い方はあまりしません。

幹 事 金 子 ハ ナ

中小企業の片棒を背負ってゆくのは、婦人としても大変なことなので「良く税務を勉強すべきだ」と社長さんにお話をしました。

そして後日婦人部会の活動もお話しし、是非入会してほしいとお願いしました。数日し

て、娘さんが入会申込書を持参して下さった時はとても感激いたしました。

夏の研修での室井馬琴さんのお話を聞いて「自分で一生懸命行動しなくてはいけない」と教えられ会員増強にも参加しました。

幹 事 峯 句 似 子

主人の逝去の後、気力も体力も減退ぎみでしたが、増強運動には一生懸命取り組みました。やはり前もって入会をお願いしておいて後に書類をいただきに行きました。その時に地区役員の方と鉢合わせしてしまいましたが、先に言っておいたので、いただきました。地区役員の方申しわけありませんでした。

部会長 堤 敏 子

会社を設立するかもしれないという友人の声に、その時は入会して下さいねとお願いしておきました。さっそくお電話をいただき、早々にとんで行き申込みをいただきました。婦人部会の皆さんの御協力心より御礼申し上げます。目標の10社ももうすぐ達成できそうです。

《婦人部会これからの行事予定》

- ◎ 2月15日－確定申告初日甘酒サービス
- ◎ 2月17日－見学研修会（熱海方面）
- ◎ 3月下旬－料理講習会（春の料理）

研修委員会よりお知らせ

平成4年度 中級実務簿記講習会実施報告

研修委員会 副委員長 伊田 卓己

毎回大変な好評を頂いている、実務簿記講習会中級編が10月1日より開講し、去る11月26日終了しました。今回で10回を数える中級編も最終日の閉講式では24名の方々が全過程を修了され受講者を代表して、(学)玉川学園の中村元さんが石井会長から修了証書と記念品を贈呈されました。

来賓には吉金特別国税調査官と野村上席指導官に御出席をいただきました。



写真は、中級実務簿記講習会の開講式風景

☆☆☆☆

平成4年度第10回中級実務簿記講習会で全過程を修了された24名の方々(敬称略)

事業所名	氏名
(株)長州興業	金子 晴子
(有)サガミ巧芸社	濱 千代美
(有)玉川経営研究所	渡辺 実佳
(有)東邦商事	松永 智章
若葉重設(株)	山中 悦子
ハイパーニクス(有)	則包 具美
カプト建材(株)	柴崎はるよ



(株)アユミ電機	皆川 和江
(株)出雲測量設計事務所	鶴田 史郎
(有)小出商店	松浦 愛子
(有)サンエースコーポレーション	森 光江
システムラボ(株)	大河原葉子
(有)ダイシン	大内 進
東京建材(株)	小嶋ゆかり
(有)いくた食品	生田 圭子
(有)西菱プラント	穴戸美智子
(有)栄文堂	鈴木 妙子
(学)玉川学園	中村 元
(学)玉川学園	井出 昌明
(学)玉川学園	菅居 毅
(学)玉川学園	中村 順一
(株)小杉技研	池田 則子
(株)ろんろん亭	宮原 薫
(有)小山管理サービス	小山 典子

受講者の皆さん、お疲れ様でした。

税制委員会よりお知らせ

税制改正要望に早期取り組みを

税制委員会委員長 野川 清

税制委員会では今期末に向けて、次の項目について事業を予定しております。会員皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと考えております。

(1) 確定申告の初日提出を実行したい。

2月16日の申告初日に、会員皆様のご協力を賜わり率先して早期提出を実行してまいります。

(2) 確定申告説明会の開催について

多くの行事のなかで、日程が取れるかどうか、総務、研修各委員会と調整が必要になります。

所得税の申告義務のある方は、また税金を納めるのかと頭の痛いことと思います。

しかし、確定申告は税金を納めるばかりではありません。申告をすることによって、サラリーマンでも毎月の給与から、源泉徴収された所得税が還付される場合もあり、各種の

制度を活用することで、納めるべき所得税額を減少させることもありえます。控除のポイント、又はビデオ等により、積極的な対策を図りたいと願っております。

(3) 税制改正要望の早期取り組みについて

現状、豊かさを実感できるには程遠く、個人の協力や選択では、打開がむずかしく、不平等感がつるばかりな感がいたします。

これまでの5年間に消費税、法人特別税などが新たに生まれ、21兆円の増収が実現したといわれています。この中であって、毎年税体系の適正化と低減を求めて、中小企業の代表として提案をし、その実現に向けて活動をいたしております。税制改正要望事項については、税制委員会として大きな柱であると考えており、早期に各地区の要望を取りまとめるべく準備をいたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

所得税確定申告を 早期に済ませましょう

— 初日には甘酒のサービスがあります —

所得税確定申告の受付は2月16日から3月15日までです。

町田法人会税制委員会（委員長 野川 清）では、確定申告書の早期提出を呼びかけています。法人会会員の皆さん、揃って早めに申告を済ませましょう。特に役員の方は率先して、初日（2月16日）に提出しましょう。

今年の確定申告初日には、法人会婦人部会（部会長 堤 敏子）が税務署に甘酒コーナーをつくって、申告に来られた方に、あたたかい、おいしい甘酒を飲んでいただきます。多くの方の初日申告をお待ちしています。

地区委員の会議を開催

—— 総務・組織・研修の各委員 ——

平成3年度から各地区に置かれている総務、組織、研修の各委員が、それぞれ本部の委員と合同で、会議を開催しました。

構成メンバーは、会長、副会長、専務理事、地区会長と本部、支部の各委員で、町田税務署の幹部の方にも臨席していただきました。

会場は、いずれも町田税務署3階会議室で、日程及び会議の内容は次のとおりでした。

〈10月12日 組織委員会〉

「組織の整備と会員増強の具体策について」をテーマとして

- (1) 役員増加の必要性
- (2) 役割分担の確認
- (3) 地区内の連絡態勢

などについて協議しました。

特に、役員増加の必要性については、最近の会の発展、会員の増加に伴って、役員の負担が重くなっていることもあり、地区会員相互の連携を密にするためにも、会員10につき役員1の割合を保つことが必要であるとの合意を得て、各地区とも組織の強化を図ることを約しました。

各会議で進行係を務めた
岩波専務理事



〈10月13日 研修委員会〉

「研修参加者4,000達成のための具体策について」をテーマとして

- (1) 声をかけあうための連絡態勢
- (2) ミニ研修会
- (3) 税務以外の研修、レクリエーションの実施

などについて協議しました。

地区会が主催する研修は、会の研修事業の中で大きなウエイトを占めており、これを強力に推進することこそが、会の活性化につながるという意見で一致しました。

〈12月7日 総務委員会〉

「地区会の運営について」をテーマとして、

- (1) 班名簿の作成
- (2) 役割分担の確認
- (3) 地区内の連絡態勢

などについて協議しました。

班名簿の作成は、地区会の連絡態勢の確立のためにも急務であり、ただちに整備することとしました。

以上、各委員会とも熱心に、各地区会からの現状報告や意見交換を行った後、和やかな懇談の時を過ぎて、散会しました。

短歌 俳句欄

短歌

(株)久美堂 井之上久子
禪寺のいはれを語る僧若く

静寂を透し声の弾めり
夕映えに金木犀の耀きて

芳香も魅する境内佇てり

(有)なるとや 友野可保
かつかつと獅子の頭を振り立てて

少女の顔が口よりのぞく

(株)八木商店 八木きよ子

散り敷ける桜落葉の上に降る

しぐれの音は地に吸はれゆく
つつがなく育ちし孫の背に結ぶ

紅色の帯今日七五三

(有)カサキ印刷 笠井康代
みどり濃き神宮の参道に仰ぐ大杉を
杳き日の参拝かさねみつ

(株)アイエスグループ 鈴木美南子
木洩れ陽に静かにゆれいるハンモックの
中に帽子と本の置きあり
ビスケット口に銜へて振りむけば
窓辺の雀急に飛び立つ

俳句

(有)アローエンタープライズ 矢沢 武
奥能登の籬に大根乾からびて
冬兆す能登の赤岩波の花

(株)宝永堂 三橋國民
百鍊大居士の戒名をいただいて

迷修戒名潮音院殿兼牡丹
ほうほうのていで籠るや柚の味噌
菊押し葉賀状とどきて著書刊す

(株)日経コンサルタント 丸山藤夫
細流に秋を写せしアメンボ
野仏を見上げる童子秋日かな

(株)三興 渋谷 清
瘦せぎすの凧となりはてにけり
焼き冷めの藪ぼそぼそと野人めく
野仏に露曼陀羅のきらきらす

(株)アーネスト 東福寺良子
秋雨とフランス料理シンフォニー

(株)昌電舎 佐瀬さち子
さらし柿里の顔して並びおり
渡良瀬の紅葉に偲ぶ田中翁

(株)町田電子計算センター 土方いよ子
だらだら坂に息づく石路の花
裸木にうすくかかれる昼の月

丸昭シルク(株) 堀内判子
軒先の干し柿ぬくし木曾の旅
街道の面影保つ冬の菊

(株)堤ビル 堤 敏子
どの柿が木守りとなるや風の声
冬の芽が今日を支えしゆき帰り

川越に江戸を見た

三多摩法人会連合会では、年に1度、事務局職員研修会を催しています。昨年秋には、東村山の企画で、江戸の面影を今に残す歴史の町“川越”を訪ねました。

町田からは3名参加、7法人会で約30名が集って、「小江戸バス」による史跡等研修、川越めぐりです。

喜多院 正式の名称は、星野山無量寿寺喜多院。三代将軍家光の時、江戸城から、家光誕生の間や春日局化粧の間を移築し、書院などに当てた。



時の鐘（冊子「小江戸川越」から）

仙波東照宮 久能山に葬られた徳川家康の遺体を日光に改葬するための移送の途中、喜多院に4日間待留し、かの天海僧正が大法要を営んだ縁によって、ここに東照宮が創建された。

五百羅漢 喜多院にある五百羅漢は、天明初期（18世紀）から50年を費やして、完成されたもので、なかには犬や猿と戯れたり、昼寝したり等、庶民的なものが多く、眼鏡をかけた像も一つある。538体を触っていくと必ずぬくもりを感じる像があって、それがあなたの先祖様ですと言われたが、急ぎ足の団体行動では、出会うのは無理でした。

川越城 太田道灌が建てた城は焼失、江戸時代に造営された本丸御殿の玄関には三つ葉葵の紋所が残されている。平城。

博物館 白壁造りで、川越の歴史を伝える。

昼食 焼ちゅう、オードブル、ようかん、酢の物、団子汁、グラタン、天ぷら、煮物、御飯、そば、ぜんざい、アイスクリーム、これが、全部川越名産いも料理。

菓子屋横丁 駄菓子屋さん、ずらり15軒。せんべい、飴、甘納豆、カリン糖、金平糖、カルメ焼き…色とりどり、郷愁の町です。

蔵造りの町並み 本場の江戸にも残っていない黒い厚い壁、大きな鬼瓦と高い棟は、川越藩城下町の昔を偲ばせてくれます。

資料館 店蔵に袖蔵を併立した蔵造り。二階座敷に上って、降りようとして、忍者屋敷にも紛う狭くくねった急階段を、あわやの所で敬遠するのは、お淑やかさか、それとも横丁でのお菓子の食べ過ぎのせいかな。

帰り かかえきれない程のおみやげでした。

社 団 法 人 町田法人会会報 第42号

発 行 年 月 日 平成5年1月15日

発 行 所 社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3丁目4番4号

TEL 0427 (26) 2453 FAX 0427 (24) 5853

発行人 社団法人 町田法人会会長 石井 儀一

編集人 社団法人 町田法人会 広報委員会

安心は、定期検診 がん保険



タバコ控え目、酒にも飲まれない。適当な睡眠と体重を保ち、定期的に運動する、などなど……。その上、がんの定期検診とスーパーがん保険があれば安心ですね。社長さん。大切な社員の健康、万全に。

さらにワイドな「総合保障型」です。

(契約3口あたり)

診断給付金 (一時金として)	▶ 300万円
入院給付金 (入院治療1日につき)	▶ 4.5万円
在宅療養給付金 (1退院につき)	▶ 60万円
通院給付金 (1日につき)	▶ 1.5万円
死亡保険金	▶ 450万円

※診断給付金・通院給付金・死亡保険金については、満65歳以上の場合それぞれ半額になります。

●法人会会員の皆様は、集団取扱契約ができます。●法人が契約者となられた場合の保険料は損金扱になります。●保険料は契約時の年齢で決まります。(集団取扱・個人契約・月払い3口/35歳5,550円、45歳8,520円)・1人通算4口までご加入になれます(65歳以上の方は3口までです)。●家族契約が割安でお得です。●入院給付金は日数、回数に制限なくお支払いします。

■詳細については、パンフレットや「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

法人会厚生制度

総合保障型

スーパーがん保険

無配当 新がん保険日型

■引受保険会社



アメリカンファミリー生命保険会社 八王子支社

アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オフ コロラド

〒192 東京都八王子市東町9-10 安田生命八王子ビル4階 ☎0426(44)0371